

公益社団法人静岡県農業振興公社理事候補者選考要領

第1 選考方法

- 1 第一次選考は、公募に応じた者（以下「応募者」という。）について、公益社団法人静岡県農業振興公社（以下、「公社」という。）が書類審査を行う。
なお、第一次選考結果については、別途応募者に文書で通知する。
- 2 第二次選考は、第一次選考を通過した応募者について、選考委員会が面接選考により理事候補者を選考し、委員長は理事長に報告する。
- 3 第二次選考結果に基づき、理事候補者を決定し、その結果を対象者に文書で通知する。

第2 選考基準

選考基準は、別紙1のとおり定める。

第3 日程

- 1 第一次選考（書類審査） 令和3年4月14日
- 2 第二次選考（面接選考） 令和3年4月22日

第4 選考委員会及び委員

- 1 第二次選考を行うため、公社会員等による選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会の委員は公社会員等から3名により構成し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、理事候補者の選考が終了する日までとする。
- 4 委員長は、理事長が指名する。
- 5 選考委員会の審議は、出席した委員の過半数で決する。
- 6 選考委員会の審議は、公開しない。
- 7 選考委員については、旅費を支払うことが出来るものとする。

第5 庶務

選考委員会の庶務は、公社総務課にて行う。

別紙1 選考基準

1 第一次選考

第一次選考では、経歴書及び自己アピール書の記載内容を確認し、次の項目に該当する者については、第二次選考に進まないものとする。

(1) 募集要項の「求める知識・経験等応募資格」について

ア 経歴書の職歴欄に管理職の経歴の記載がない者

(個人事業主等あきらかに組織の管理職の経験がないと判断される場合)

イ 経歴書に、応募資格④及び⑤に該当する旨の記載がある者

ウ 自己アピール書において自身の得ている農業分野における知識・経験・実績の記載がない者

(参考)

求める知識・経験等応募資格

① 100人以上の規模の企業、自治体で管理職の経験があること

② 農業分野における知識・経験があること

③ 能動的に仕事に取り組める方で、企画力・折衝力に長け、円滑な組織運営ができる方

④ 成年被後見人又は非保佐人に該当しないこと

⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その執行中の者又はその執行を猶予されている者でないこと

2 第二次選考

第二次選考では、応募者の人柄・特性等を観察し、職務への適性、見識等を見極め、応募申込書の経歴・アピールを参考にして面接を行い、次の評定項目について理事候補者として選考を行う。

(1) 評定項目

評定項目	評定への視点
1 職務に関する適性	・ 応募動機・理由は明確であるか ・ 課せられた職務を遂行する適性・取組姿勢はあるか ・ 静岡県農業振興公社について知っていることはあるか
2 知識・専門性	・ 農業分野に関する知識・経験等を有しているか ・ 静岡県農業の現状についてどのように思うか ・ 静岡県農業の今後についてどのように考えるか
3 人物	・ 組織をまとめ、適切な判断を行うことができるか ・ 集団の中で協調して行動をとることができるか ・ ものの見方考え方に独断的などころはないか
4 その他	・ 特に斟酌すべき事情はあるか ・ (現在職に就いている者の場合) 退職予定であるかどうか

(2) 評定

ア 各委員は、面接の結果を踏まえ、以下の評定項目により評定を行う。

なお評定項目 1 から 3 の評定点を合計した点を評価点とする。

評定項目	評定点
1 職務に関する適性	5 非常に高い 4 高い 3 どちらでもない 2 低い 1 適性はない
2 知識・専門性	5 非常に高い 4 高い 3 どちらでもない 2 低い 1 有していない
3 人物	5 優れている 4 良い 3 普通である 2 低い 1 問題がある
4 その他	評定項目 1～3 以外に特筆すべき事項があれば、その事項を記載する。また、評定に値しない事項があれば、その旨を記載する。
評価点	総合 15 点

イ 評定表の様式は別紙 2 のとおりとする。

(3) 理事候補者の内定について

面接終了後、選考委員会において、合議・検討の上、理事候補者 1 名を決定する。

ただし、各選考委員の面接評定表の評定項目 1～3 のうち、1 又は 2 の評価を 1 つでも受けた者は理事候補者として選考しない。

